

ID: 1129

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用認定の取消し		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条の2第8項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第37条の2第7項及び第8項の規定による。 7 漁港管理者は、第2項の認定を受けた者が第1項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第2項の認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日